

## 第 89 回倫理委員会議事要旨（2024 年 3 月 8 日）

### I 日時：

2024 年 3 月 8 日（金）10:30～11:50

### II 場所：

対面及びオンライン会議

### III 出席者：

#### ○ 倫理委員会委員

（五十音順・敬称略）※印は本会の会員以外（特定社員を含む。）の委員を示す。

樋口誠之（委員長）、武藤智帆（副委員長）、山田雅弘（副委員長）、石井哲也、市川充（※）、佐々野未知、高田篤、林隆敏（※）、林祐樹（※）、三宅周兵、矢萩由紀子（※）、吉村智明

#### ○ 日本公認会計士協会

後藤紳太郎（副会長）、西田俊之（常務理事）

### IV 議事要旨：

#### ◆ 協議事項

#### 1. サステナビリティ報告・保証業務及び外部の専門家の利用に関する IESBA 倫理規程改訂公開草案について

委員長から、2024 年 1 月 29 日付けで国際会計士倫理基準審議会（the International Ethics Standards Board for Accountants：IESBA）から公表されたサステナビリティ及び外部の専門家の作業の利用に関する倫理規程改訂の公開草案について説明がなされた。

サステナビリティに関する IESBA 倫理規程の改訂には、次の内容が含まれている。

- ・ サステナビリティ保証業務の倫理及び独立性に関する基準
- ・ サステナビリティ報告の倫理に関する基準

また、外部の専門家の作業の利用に関する IESBA 倫理規程には、次の内容が含まれている。

- ・ 組織所属の職業会計士による外部の専門家の作業の利用
- ・ 会計事務所等所属の職業会計士による外部の専門家の作業の利用
- ・ サステナビリティ保証業務の実施者による外部の専門家の作業の利用

#### 【主なご意見】

- サステナビリティ保証業務においては、IESBA 倫理規程のパート 5 の適用が求められているが、パート 1 からパート 4A までも適用されるのかどうかについて確認したい。

(ご意見への対応)

パート5の規定において、サステナビリティ保証業務に関する倫理及び独立性に関する基準が含まれているが、その中にパート1からパート4Aまでと同様の規定が含まれている旨の回答があった。

- IESBA 倫理規程は職業会計士のための規程として策定されているものであり、職業会計士以外の業務実施者 (Non-Professional Accountants : Non-PA) に対して適用させることについて疑問がある。また、職業会計士と Non-PA で同じ倫理の水準として機能するのかが気になるところである。IESBA 倫理規程について、Non-PA に対して強制的に適用するようなアプローチではなく、Non-PA も利用できるように作成しているという建付けにした方がよいのではないか。

(ご意見への対応)

Non-PA に対して必ずしも IESBA 倫理規程を強制することを求めているわけではなく、国際的に様々な選択肢があり、各国での検討によって決められるものである旨の回答があった。

- 一定の規準を満たすサステナビリティ保証業務については、パート5が適用されることとなるが、「一定の規準」とはどのように判断するのかを確認したい。

(ご意見への対応)

サステナビリティ保証業務の実施者が意見を表明するサステナビリティ情報が、一般目的の報告の枠組みに準拠して作成された情報であり、かつ、法令等により提供することが求められている場合、又は投資家若しくはその他の利害関係者による意思決定を支援するために公に開示されている情報である場合に、一定の規準を満たすこととなる旨の回答があった。

- 本公開草案について、Non-PA の意見は反映されているのか。

(ご意見への対応)

サステナビリティ報告・保証業務及び外部の専門家の作業の利用に関する IESBA 倫理規程の改訂に当たり、2023年に世界4か国でラウンドテーブルを開催し、Non-PAからも様々なコメントを受領しており、また、当該ラウンドテーブルに参加した Non-PA を中心としてサステナビリティ・リファレンス・グループが設置され、そこで出た意見が IESBA 倫理規程の起草段階から反映されている旨の回答があった。

- 我が国においても、Non-PA に対して職業会計士のための倫理規則をどのように適用するかは非常に難しい問題であると考え。協会の会員である職業会計士は、会員である以上、倫理規則を遵守することは当然に求められるが、会員ではない Non-PA に対してどのように

遵守させるのかについて考えていかなければならない。

- 倫理規則の違反に対する罰則が PA と Non-PA で異なる場合、倫理の基準として同等に遵守されることになるのが課題となる。

(ご意見への対応)

今後、適切な制度設計を行うことが想定される旨の回答があった。

- バリューチェーン内の事業体の範囲はどのように捉えることになるのか。

(ご意見への対応)

どこまでの事業体をバリューチェーンの範囲に含めるのかに関する判断はサステナビリティの開示基準に準拠する旨、また、今後、重要性に関する議論が必要になるのではないかという旨の回答があった。

以 上

お問合せ先

日本公認会計士協会 業務本部

倫理グループ

E-mail : rinri@sec.jicpa.or.jp